

附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
		I (地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。)	II (地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。)	III (地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。)
(1)	(一財) 日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$
(2)	(一財) 日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」	$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $CTU \cdot SD < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq CTU \cdot SD$
(3)	(一財) 日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める第2次診断法	$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $CTU \cdot SD < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq CTU \cdot SD$

(国技術的助言 平成31年1月1日 国住指第3209号 別表1並びに別表2(一部略))

※ 附表の構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

※ 附表に掲げる耐震診断の方法のうち、(2)、(3) の方法における安全性の区分については、補正係数（表中の U 及び I_{so} を算出する際に用いる U）を 1.0 とした場合を示している。